



相 談

行政書士無料相談

行政書士会南大阪支部では、行政書士無料相談を実施します。

とき 2月27日(土)、午後1時30分～4時30分

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 相続・遺言、成年後見制度、交通事故などの自賠責請求、法人設立、契約・内容証明、各種許認可などに関する相談

申し込み 2月8日(月)～、濱田さん(同会南大阪支部) ☎(50)1110) へ

引きこもり相談窓口

市内在住の15歳(中学校卒業後)からおおむね39歳までの人で引きこもりなどに悩んでいる人とその保護者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。

とき ①2月25日(木)、②3月24日(木)、いずれも午後1時～2時30分、午後2時30分～4時

ところ 青少年センター

定員 各1人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み ①は2月8日(月)～18日(木)、②は3月7日(月)～17日(木)までに社会教育課へ(電話申し込み可)

不動産に関する無料相談

「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」と「全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」が連携し、不動産に関する無料相談を実施します。

とき 3月3日(木)、午後1時～4時

ところ 市役所1階市民相談室

定員 6人(申し込み先着順)

内容 住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談

申し込み 2月17日(水)～3月2日(水)(土・日曜日を除く、午前9時～午後4時)までに、「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」☎072(958)3005) へ

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1人年1回
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行 政 相 談	18(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司 法 書 士 相 談	16(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	26(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談
女性 の 悩 み 相 談	25(木) 19(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※25(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	5(金)、12(金)、16(火)、 23(火)、3/4(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567)、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可 ☎(24)3700)、電話相談も可、祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4水曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233)、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～土曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666)、祝日を除く
健 康 相 談	8(月)、22(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887)、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農 業 相 談	8(月)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101)、祝日を除く
商工法律相談	9(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
日本政策金融公庫相談	10(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
税理士による税務相談	12(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン ☎188)
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700)
お出かけ就労支援相談	23(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	17(水)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約、南河内若者サポートステーション ☎(26)9441)
労働相談	12(金)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談
障がい者就業・生活相談	15(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)
住宅関連法律相談	19(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人



募集

スクールソーシャルワーカーを募集

勤務時間 午前8時30分～午後4時45分

対象者 4月1日(金)現在で、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、教育や福祉分野で活動実績があり、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活動に興味のある人

試験日・内容 2月19日(金)、面接試験

募集人数 3人程度

※勤務日など詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 2月1日(月)～12日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)までに、教育指導室(内線368)で配布する申込書とレポート提出様式に必要事項を記入し、資格証明書(写し)を添えて教育指導室へ ※申込書およびレポート提出様式は、市ウェブサイトの各課のページ「教育委員会教育指導室」からダウンロードもできます。

市福祉公社「けあばる」職員募集

●嘱託職員

募集職種 保健師または、地域保健などの業務に従事経験のある看護師、もしくは、主任介護支援専門員

採用予定人数 1人

※常勤(週5日勤務)。

試験日 2月18日(木)

採用予定日 3月1日(火)

申込書の配布・受け付け 2月2日(火)～10日(水)(8日(月)を除く午前9時～午後5時)までに、けあばる総務課(☎28)8600]で配布する所定の申込書に写真を貼り必要事項を記入し、資格証明書(写し)などを添えて同課へ

●アルバイト

募集職種 介護福祉士もしくは、介護職員初任者研修以上修了者(ホームヘルパー2級以上取得者)

採用予定人数 若干名

※勤務時間など詳しくは、けあばる総務課にお問い合わせください。

問い合わせ けあばる

こころの電話相談員説明会

こころの電話相談「すばる」では、電話でいろいろな人の悩みをお聴きいただけるボランティアを募集しています。

相談員を希望される人は、説明会にご参加ください。

とき 2月18日(木)、午前10時～

ところ すばるホール会議室2

定員 20人(当日、直接会場へ)

問い合わせ 荒木さん(同相談代表)
☎090(1967)4864(午前9時～午後5時)



講座・催し

公開講座「楽しく知ろう!わがまちと日本における住民自治の歴史」

町総代会では、富田林の歴史や地域の実態を踏まえ、昔の住民同士のつながりや支え合いについての勉強会を開催します。

とき 2月14日(日)、午後1時30分～3時30分 **ところ** 市消防本部4階講堂 ※車でお越しの場合は、市役所駐車場をご利用ください。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

定員 100人(当日、直接会場へ)

参加費 無料 **講師** 和崎 宏さん(インフォーム(株)代表取締役)

問い合わせ 市民協働課(内線469)

女性のためのやさしい年金講座

とき 2月24日(水)、①午前10時～正午、②午後1時30分～3時30分

ところ 中央公民館

内容 公的年金の受給について

対象者 ①これから年金を受給する女性、②既に年金を受給されている女性

定員 各30人 **参加費** 無料

申し込み 2月12日(金)(必着)までに、往復はがき(1人1枚)に講座名と対象者の番号、参加者の住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入し、☎584-0093本町16の28 中央公民館へ(申し込み多数の場合抽選) ※来館して申し込みの場合は、返信用のはがきを持参してください。

地域活性化講演会 ～ゼロから新しい価値を作り出すプロデュース論～

「バーベキュー検定」などを実施し、「バーベキュー」に価値を付け、一つのブランドとして確立させることに成功された下城 民夫さん(日本バーベキュー協会会長)を講師に迎え、その手法などをお話しいたします。

とき 2月19日(金)、午後7時～

ところ レインボーホール(市民会館)

定員 150人(当日、直接会場へ)

参加費 無料

問い合わせ 富田林商工会青年部(☎25)1101]へ

府総合労働事務所による「特別労働相談会・セミナー」

●特別労働相談会

府総合労働事務所の職員による相談です。なお、職員による事前相談を経た上で、弁護士相談や社労士相談、産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を受けることもできます(面談のみ、要予約)。



とき・ところ 2月22日(月)～26日(金)、午前9時～午後8時 = エル・おおさか南館3階同事務所(大阪市中央区石町二丁目5の3) [☎06(6946)2600]、2月22日(月)～26日(金)、午前9時～午後5時45分(25日(木)は午後8時まで) = 泉北府民センタービル2階同事務所南大阪センター(堺市西区鳳東町四丁390の1) [☎072(273)6100] ※いずれも当日直接会場へ。電話での相談もできます。

●セミナー

とき・内容 ①2月23日(火)、午後3時30分～5時 = 改正労働者派遣法セミナー、②24日(水)、午後1時30分～4時40分 = 「新しい働き方啓発」セミナー

ところ エル・おおさか

定員 ①40人、②100人(いずれも申し込み先着順)

申し込み 府総合労働事務相談グループ [☎06(6946)2600] へ

※詳しくはお問い合わせください。

市・府民税の申告期間は 2月16日～3月15日です

28年度市・府民税の申告会場と受付期間などは、次のとおりです。

◆市役所地下902・903会議室

とき 2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日は除く)、午前9時～午後5時30分 ※2月21日(日)、28日(日)に限り、日曜日にも申告を受け付けます。

◆金剛連絡所2階大ホール

とき 2月24日(火)～3月1日(火) (2月27日(土)、28日(日)は除く)、午前10時～午後4時 ※受け付け開始直後の24日(火)、25日(水)は、大変混雑することが予想されますのでご注意ください。

なお、申告されていない場合、次のようなことがありますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができないことがあります。

○公的年金に係る所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または確定申告書などの提出がなかった場合、控除される情報が得られないため、扶養・配偶者控除などの適用範囲でも控除が適用されないことがあります。

○後期高齢者医療保険制度などの保険料の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

問い合わせ 課税課 (内線111、112)

税務署からのお知らせ

○富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です

とき 2月4日(木)～3月15日(火)、午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月21日(日)、28日(日)は開設します)

※例年、確定申告期間間際は大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

ところ すばるホール

○年金所得者の所得税の確定申告手続きが簡素化されています

23年分の確定申告から、1年間の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税について

確定申告書の提出は必要がなくなりました。ただし、この場合であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出することはできます。

※所得税の確定申告が不要な場合でも、住民税については別途申告が必要となる場合があります。

○e-Taxについて

e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用するとインターネット上で申告書の提出や納税ができます。詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

問い合わせ 富田林税務署 (若松町西二丁目1697の1) (☎(24)3281)



福祉

献血にご協力を

毎年1月～2月は「はたちの献血キャンペーン」です。新たに成人になられた皆様のご協力をお願いします。

また、府内では深刻な血液不足 (特にO型とA型) が続いていますので、皆様のご協力をお願いします。

とき・ところ 2月27日(土)、午前10時～午後0時30分＝向陽台小学校、午後2時～4時30分＝けあばる

対象者 18～69歳で体重が50kg以上の人 (65歳以上の方は60～64歳の間に献血の経験がある人に限ります)

※ただし、男性は17歳から可。その他の条件などはお問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会 (総合福祉会館内) (☎(25)8261)

手話通訳者、要約筆記者の登録を

本市では、聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者などの福祉に理解があり、熱意のある手話通訳者、要約筆記者を募集しています。

対象者 20歳以上で日常生活上の必要なことが手話通訳できる人、または要約筆記講習会を修了した人

※手話通訳者には、3月6日(日)に登録判定試験を実施します。

申し込み 2月19日(金)までに障がい福祉課 (内線193) へ

第10回特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時の遺族で、27年4月1日 (基準日) において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、特別弔慰金が遺族一人に支給されます。

請求期限 30年4月2日(月)まで

対象者 27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

※弔慰金の受給権を取得した人がいない場合は、戦没者などの死亡当時の遺族 (子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、戦没者と1年以上の生計関係があった三親等内親族) のうち先順位の人。

支給内容 額面25万円 (5年償還の記名国債)

※支給を受けるには、請求手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課 (内線283)



教育

夜間の中学校で勉強しませんか (生徒募集)

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人のために、夜間学級を開いています。

15歳以上の方が入学でき、授業料は要りません。外国籍の方も入学できます。また、高校進学のための中学校の卒業証書がもらえます。

問い合わせ 教育指導室 (内線363、364)

放送大学4月入学生募集

同大学は、テレビなどの放送やインターネットを利用して授業をする通信制の大学です。

現在、4月入学生を募集しています。募集要項などの資料を無料で送付しますので、詳しくはお問い合わせください。

願書受付期間 3月20日(木)まで

問い合わせ 同大学大阪学習センター (☎06(6773)6328) ※同大学ホームページ (<http://www.ouj.ac.jp/>) から出願することもできます。



上下水道

安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが、朝一番や長期間留守にされたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し、消毒の効果が薄れることがあります。

また、給水管が鉛の場合、鉛がごくわずかですが溶け出すことがあります。通常の使用状態では水質基準内で問題ありませんが、長期間使わなかったときは、最初に使う水をバケツ一杯分程度、飲み水以外にお使いください。

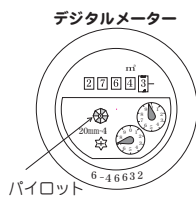
問い合わせ 水道工務課（内線257）

水道の漏水にご注意ください

水道水の使用量が増える原因には、使用状況の変化や漏水、季節的な要因などの理由が考えられます。

特に漏水は、始めのうちはわずかでも、その量は日ごとに多くなっていきます。これが続くと、貴重な水が無駄になり料金も高額になります。

水道メーターを確認し、水道を使用していないのにパイロットが回転しているときは、漏水の疑いがありますので市管工事業協同組合（☎0120(032)497）へご相談ください。



デジタルメーター

パイロット

「くらしと健康の調査」にご協力を

東京大学などが、本市を含む全国10市町村で「くらしと健康の調査」を実施しています。この調査は、今後の社会保障の在り方や高齢者施策についての基礎資料とするために実施されるものです。

2年前に同調査の再調査に同意いただいた人と、新たに抽出された人に、現在の状況をお聞きするため、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 保険年金課（内線157）



国民健康保険

特定健康診査はお済みですか？

生活習慣病などの原因に関係が深いメタボリックシンドロームを早期に発見するためにも、特定健康診査を受けましょう。健診結果から生活習慣の改善が必要な人は、保健指導を受けていただくこともできます。

市国民健康保険被保険者のうち、実施年度中（4月1日から翌年3月31日）に40～74歳になる人には、特定健康診査受診券を送付しています。

なお、今年度の有効期限は3月31日（木）までです。実施場所および受診の方法など詳しくは、受診券に同封のパンフレット「受診券をお届けします」をご覧ください。

問い合わせ 保険年金課（内線150、188）



国民年金

確定申告には「社会保険料控除証明書」などがが必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税や市民税などの社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するには、1年間に納付した保険料額を証明する書類などの提出が義務付けられています。

このため、27年1月1日から9月30日までに納付した保険料の額を証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が、日本年金機構本部から27年11月上旬に送付されています。

確定申告には、この証明書と10月1日から12月31日までに納めたことを確認できる「領収書」などの添付が必要です。

また、年の途中から国民年金に加入した場合などで、10月1日以降に初めて保険料を納めた人には、2月上旬に証明書が送付されます。

なお、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額全額が納付した人の

控除対象となります。そのため、確定申告の際に、ご本人の保険料額と合算して申告することができます（その場合、配偶者、ご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）。

問い合わせ ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル（☎0570(058)555）、IP電話からは（☎03(6700)1144） ※3月15日（火）までの祝日を除く月～金曜日、午前9時～午後7時、2月13日（水）、3月12日（水）は午前9時～午後5時、または天王寺年金事務所（☎06(6772)7531）。

国民年金保険料の「2年前納（口座振替）」のご利用を

国民年金保険料の28年4月末の口座振替分で、割引額の大きい「2年前納」がご利用いただけます。毎月現金で納付する場合と比べて、2年間で1万5000円程度の割り引きとなります。

また、社会保険料控除については、2年前納分の全額を納めた年に控除する方法か、各年に控除する方法のいずれかを選択していただけます。 ※2年前納は口座振替のみご利用いただけます。なお、申込期限は2月末までです。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 天王寺年金事務所（☎06(6772)7531）



税

固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税の対象となります。

1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は申告してください（休・廃業されている場合も申告が必要です）。

なお、所有者には12月中旬に申告書類を郵送していますが、届いていないときや事業の開始により初めて申告される場合はご連絡ください。

問い合わせ 課税課（内線114、115）